

(参 考)

第 7 回 全区版地域ケア会議

令和 5 年 1 0 月 2 6 日

保健福祉政策部 保健福祉政策課
生活福祉課

1. 主旨

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、個別支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくことを目的としている。

区では地域ケア会議を「地区」、「地域」、「全区」の3層で実施しており、地域保健福祉審議会を全区版地域ケア会議に位置づけ、地区版及び地域版の取組み状況を報告するとともに、地区・地域レベルでは解決が困難な課題を検討し、解決へ向けた新たな施策の立案や実行につなげている。

全区版地域ケア会議の開催状況

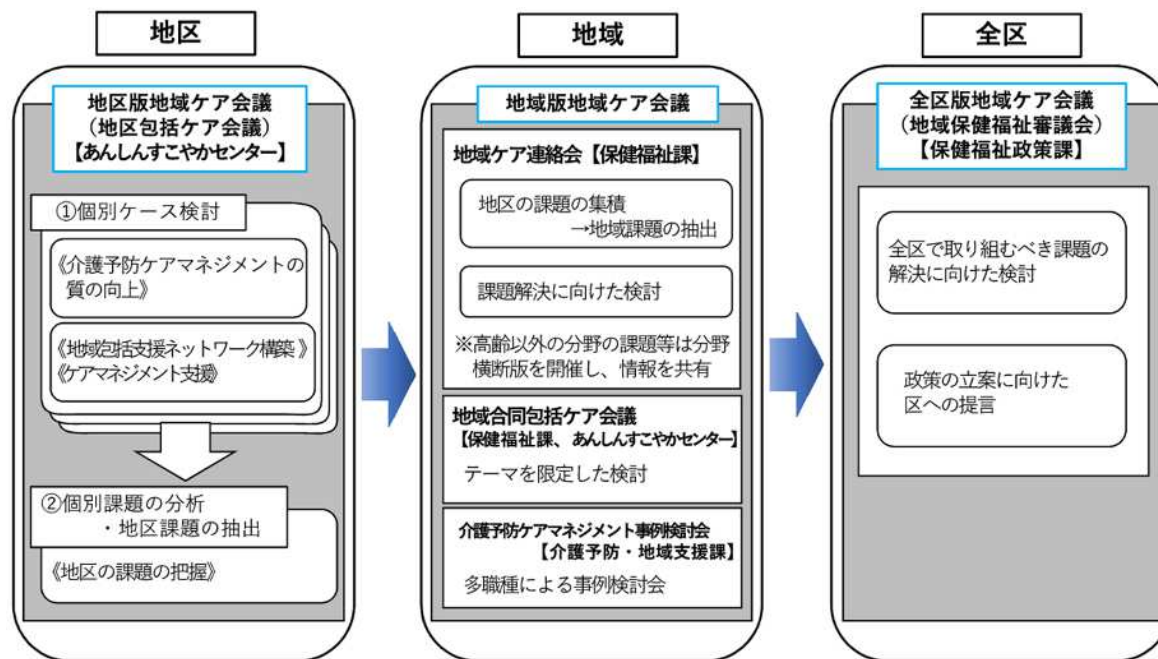
回	年度	主な検討テーマ
第1回	平成29年度	地区版・地域版の取組み状況について
第2回	平成30年度	精神疾患等への理解について
第3回	令和元年度	身元保証人が立てられない方の入院・入所について
第4回	令和2年度	8050問題（ひきこもり）
第5回	令和3年度	8050問題（ひきこもり）
第6回	令和4年度	8050問題（ひきこもり）

2. 地域ケア会議の取組み状況

地区では、あんしんすこやかセンターがケアマネジャーや介護サービス事業者など支援に係わる多様な関係者の参加を得て、地区版地域ケア会議を開催する。

地域では、各総合支所保健福祉センター保健福祉課が開催する地域ケア連絡会、あんしんすこやかセンターと保健福祉課が共同で開催する地域合同包括ケア会議、介護予防・地域支援課が開催する介護予防ケアマネジメント事例検討会を地域版地域ケア会議に位置付け、実施している。

地域版地域ケア会議では、地区における個別事例の検討結果や課題報告から地域課題を抽出し、その課題解決に向けた取組みを行うとともに、地域では解決できない課題を全区版地域ケア会議等、他の会議体へ情報共有、課題提起によりつなぐ。



地域ケア会議の全体像（イメージ図）
【 】は事務局を示す。

第7回全区版地域ケア会議テーマ 「金銭管理」

3. テーマについて

各地域の総合支所保健福祉センター保健福祉課より報告された「地域版地域ケア会議実施報告」において、全区レベルでの検討が望まれる課題として「金銭管理」が多く挙げられている。

第7回全区版地域ケア会議のテーマについては、第86回地域保健福祉審議会（令和5年7月21日（金）開催）において、**「金銭管理」**とすることを決定。

全区レベルでの検討が望まれる課題（地域版地域ケア会議実施報告より一部抜粋）

認知機能、判断能力が低下している身寄りのない方について、在宅生活を続けるための金銭管理をどのようにしていくかが課題。

独居の認知症高齢者が増え、特に身寄りのない高齢者の場合、成年後見の手続きに時間を要し、その間の支援が課題となる。

早い時期から金銭管理に関する支援機関等につなげるための仕組みづくりが課題。また、あんしん事業から成年後見制度への移行が円滑に進むような取組みや、あんしん事業のお試しの利用のしくみづくりなどが望まれる。一方で、世帯単位で金銭管理を支援する仕組みづくりの検討も望まれる。

4. 金銭管理の定義及び国の動向

「金銭管理」の支援の定義

ここでいう「金銭管理」とは、「福祉サービス・医療サービスの利用手続」、「日常のお金の出し入れ」、「日常的金銭や通帳の預かり」等、**契約やお金の管理に係る支援**とする。

「金銭管理」の支援が必要な者

金銭管理の支援を必要とする者は「本人の障害や認知症の症状」、「多重債務、過剰債務を抱えている」、「支払いの滞納がある」など理由は様々であるが、本会議においては、その対象を「**障害や認知症の症状によって判断能力が十分でない者**」とする。

国の動向

身寄りのない人等への生活支援サービス（簡易な金銭管理等の生活支援サービス）は、公的機関や民間事業者により、様々な取組みが行われており、効果的である一方、一部事業者は運営方法が不透明であると指摘されている。そこで、国は、意思決定支援等を確保しながら取組みを拡げるための方策を検討する。

－「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月策定）より－

参考：区内の高齢者人口等の推移等

高齢者人口の推移と将来人口推計（第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 答申」より一部抜粋）

高齢者人口と、高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は、微増傾向で推移しており、団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年においても現在の水準が維持されることが見込まれている。

その先の団塊ジュニア世代が高齢者になる2040（令和22）年を見据えると、高齢者人口が引き続き増加する一方で、64歳未満の人口が減少し、高齢化率の増加が見込まれている。

高齢者の金銭管理の実態

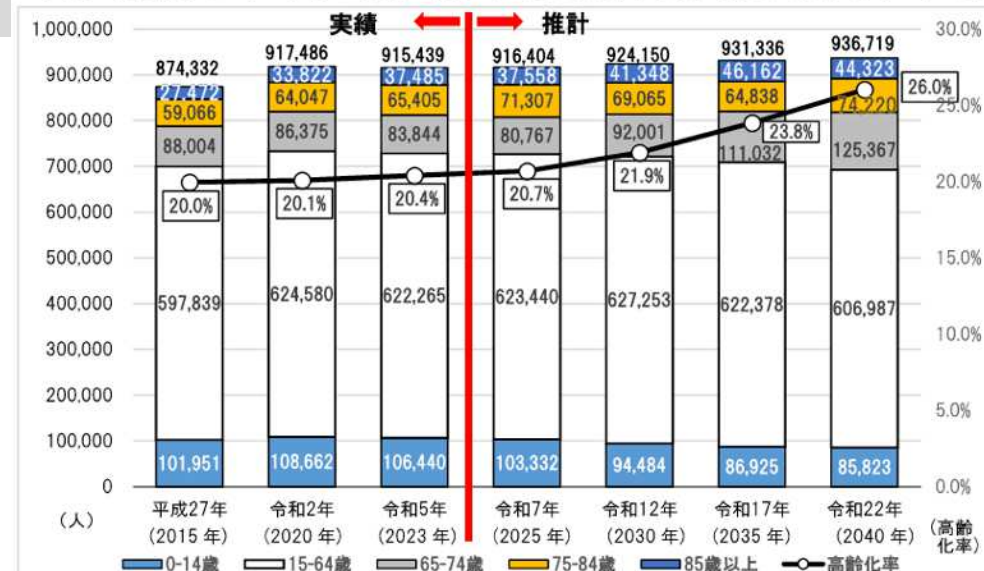
（「令和4年度世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査 報告書」より）

設問「自分で預貯金の出し入れをしていますか。」に対し、「できない」と回答した者

高齢者全体	3.5%
要支援1	7.8%
要支援2	15.5%
要介護1～5	45.0%

在宅生活で最期を迎える人の増加や、独居の高齢者の増加など、他にも様々な要因があり、**今後も金銭管理の支援ニーズは増加していく**と想定される。

■図表 高齢者人口等の推移・推計 出典：住民基本台帳、世田谷区将来人口推計（令和5年7月）



区分	平成27年	令和2年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
前期高齢者人口 (65-74歳)	88,004	86,375	83,844	80,767	92,001	111,032	125,367
後期高齢者人口 (75歳以上)	86,538	97,869	102,890	108,864	110,412	111,000	118,543
65歳以上人口	174,542	184,244	186,734	189,632	202,413	222,032	243,910
高齢化率	20.0%	20.1%	20.4%	20.7%	21.9%	23.8%	26.0%

実績

推計

5 . 主な金銭管理の支援（公的な支援）

		対象	制度の概要
法定 後見制度	国	認知症の症状や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法的に支援する制度。 (本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。)
任意 後見制度	国	判断能力を有する人	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めて置き、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。
日常生活自立支援事業 (あんしん事業)	都社協	「認知症の症状や知的障害、精神障害によって、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい者」かつ「本事業の契約能力があること」	高齢や障害等により判断能力が十分でない者に対し、安心して生活を送れるよう各種の情報提供や手続きの援助を行うことを通じて、適切に福祉サービスの選択・契約を行えるよう支える支援を実施する。
自立相談 支援事業	区	生活困窮者(就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事業により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)	生活困窮者及び生活困窮者の家族や関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげる。
家計改善 支援事業			家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるよう支援する。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生をサポートする。
金銭管理 支援事業	区	生活保護受給者で金銭管理に課題がある人	生活保護受給者のうち、金銭管理に課題がある方に対し、家計管理の自立に向けた支援計画票を作成し、生活保護受給者自ら管理すべき金銭等を管理する支援を行う。

5. 主な金銭管理の支援（公的な支援）

	支援開始までの期間	費用	その他
法定 後見制度	家庭裁判所への申立てから、利用開始までの期間は多くの場合1～2カ月。長くても4カ月以内。ただし、申立てるための必要な書類等を揃える期間が別途必要。	後見開始の審判の申立てに必要な費用 成年後見人等の報酬 ・東京家庭裁判所が示す報酬の目安 月額2～6万円程度(流動資産額による)	区内利用者数(R4) 1,518件 区による報酬助成拡大 (令和5年4月1日より) 区長申立件数(R4) 76件
任意 後見制度	既に締結した任意後見契約に基づくものであるため、申立て約1カ月程度で審判が下りる。	申立てに関する費用 公正証書の作成に必要な費用 任意後見人への報酬 本人と任意後見人との契約に基づく。 (一般的には法定後見制度と同額、もしくははやや高い)	区内利用者数(R4) 53件
日常生活自立支援事業 (あんしん事業)	相談受付後、初回訪問から平均2カ月程度で契約へと至る。	利用料は、契約締結後の支援から発生する。 利用料のほか、生活支援員が契約者宅から金融機関、行政窓口等に出向いた時の交通費等、実費の負担が発生。 1回1時間 1,000円～2,500円程度	専門員 6名 生活支援員 119名 新規契約者数 69名 解約者数 54名 利用者数(R4) 173名
自立相談 支援事業	相談者が来所し、相談に応じ、アセスメントを行い、支援計画を策定する。		自立相談新規相談件数 (R4) 1,336件 (うち、個別相談 779件)
家計改善 支援事業			
金銭管理 支援事業			区支援数(R4) 108件

6. 「金銭管理」の支援における課題

「金銭管理」の支援における課題

成年後見制度は、その利用のハードルは決して低いものではないことや、後見人に対する報酬等、金銭面の負担も少なくない。

また、日常生活自立支援事業については、その利用までに数か月の時間がかかることや、権限外のことも多い。

金銭管理の支援においては、生活困窮者自立支援事業における家計改善支援事業から、成年後見制度や日常生活自立支援事業につながりにくいなど、様々な課題があるものの、全区版地域ケア会議においては、**主に制度的な側面での課題を中心に、今後どのような制度があれば円滑に支援につながるか**を検討したい。

主な課題 1

成年後見制度や日常生活自立支援事業の申込みから、制度の利用開始までの金銭管理をどのように支援するか。

主な課題 2

日常生活自立支援事業の対象者ではない場合や、利用までに時間がかけられないケースにおいて、現状は支援者が何らかの形で金銭管理に関わらざるを得ないケースがあり、対応に苦慮している。

【参考】：金銭管理の支援における事例

日常生活自立支援事業の利用に時間がかかるケース

- 本人は70代後半の高齢者。区内で独り暮らしをしている女性である。
- 生活保護の基準ではないが、年金収入のみで預貯金もあまりない。
- ある程度自立した生活はできているものの、認知機能が低下しており、銀行のキャッシュカードの暗証番号がわからなくなることがある。
- 買い物が好きで、嗜好品にお金を使ってしまうことが多々ある。ヘルパーに買い物を依頼しているが、手持金がなく、支払いができないことが頻繁に起きる。
- 早急に日常生活自立支援事業を利用していただきたいが、本人が関りのない人へ金銭を預けることに迷いが生じることがあり、契約に慎重な判断を要している。

事業利用までに死亡してしまったケース

- 本人は80代後半の独居の男性高齢者。
- 本人は入院していたが、在宅時のサービス利用の滞納も2カ月続いていた。
- 生活保護基準ではないものの収入は年金収入のみで、利用料以外にも100万円ほど借金があった。
- 親族がいるが、借金トラブルから疎遠で本人も親族への連絡を拒否していた。
- 退院見込みであり、法定後見制度の区長申立てをするが、容体が急変し病院で逝去。
- 病院や在宅サービス事業者から未払金について、不動産会社から現状確認について、ケアマネジャーや関係機関がそれぞれ強く対応を迫られるも、後見制度利用まで至っていなかったため、対応できない旨を説明するしかなかった。

【参考】日常生活自立支援事業（あんしん事業）

日常生活を営むうえでの社会的援助を必要としている人たちの中には、高齢や障害等により判断能力が十分でないために、福祉サービスに関する情報の収集・選択・利用手続き等を自分自身のみでは適切に行うことが難しい場合も多い。日常生活自立支援事業はそうした者に対し、安心して生活を送れるよう各種の情報提供や手続きの援助を行うことを通じて、「適切に福祉サービスの選択・契約を行えるよう支える」支援を行うものである。

日常生活自立支援事業の一部を東社協が区社協に委託しており、利用に関する相談窓口並びに利用者との契約による支援の実施は区社協が担っている。

区市町村社協等の中には、受託した日常生活自立支援事業以外にも財産保全や将来に備える支援等、独自事業を展開している地域もある。

日常生活自立支援事業の提供サービス

基本サービス

A. 福祉サービスの利用援助

福祉サービスについての情報提供・助言
福祉サービスを利用する時ややめる時の手続き
福祉サービスの利用料を支払うための手続き
福祉サービスについての苦情解決制度を利用するための手続き等

オプションサービス

B. 日常金銭管理サービス

年金や福祉手当を受けるための手続き
税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃等の支払い手続き
日常生活に必要な預貯金の払戻し、預入れ 等

+

C. 書類等預かりサービス

金融機関で貸金庫での書類預かり
年金証書 預貯金の通帳（1,000万円程度以内）
権利証 契約書類 保険証書 実印、銀行印等

【参考】日常生活自立支援事業（あんしん事業）

利用料

利用料は、契約締結後の支援から発生する。下記の利用料のほか、生活支援員が契約者宅から金融機関や行政窓口等に出向いた時の交通費等、実費の負担が発生。

援助の内容		利用料
A. 福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,000円 - 1時間を超えた場合は、30分までごとに500円を加算
B. 日常的金銭管理サービス	通帳等を本人が保管する場合	
	通帳等を預かる場合	1回1時間まで2,500円 - 1時間を超えた場合は、30分までごとに500円を加算
C. 書類等預かりサービス		1か月1,000円

利用対象

利用対象者は、認知症の症状や知的障害、精神障害等によって、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい区民。

医師等による診断の有無や障害者手帳の有無は問わない。

本人との契約によるサービスであることから、本事業の支援内容を理解できること、つまり「本事業の契約能力がある」こと。本事業の利用が適切と周囲が判断する場合であっても、本人に利用の意思がない場合には契約できない。

【参考】日常生活自立支援事業（あんしん事業）

サービスの提供体制

「専門員」と「生活支援員」1人の2人体制で契約者への支援を行う。

「専門員」は区社協の職員が担っており、利用希望者からの相談を受けてアセスメントを行い、支援計画を作成する。契約締結後は「生活支援員」に対する日々の支援の指示出しや支援実施状況の確認をおこない、定期的なモニタリングにより、利用者の状況や希望の確認を行いながら、適宜支援計画の見直しを行う。

契約者の自宅訪問による福祉サービスの利用手続き、日常的な生活費の払戻しや、相談・支援等、定期的かつ具体的なサービス提供は「生活支援員」が行う。

「生活支援員」は、地域福祉に対する熱意や意欲があり、一定回数（頻度）以上の活動参加が可能な地域住民の中から、書類審査や面接等を経て採用。「生活支援員」としてサービス提供を開始するにあたっては研修を受講してもらっている。

区の実施体制と利用実績

専門員

成年後見センター：係長1名、専門員1名

地域社協事務所（区内5か所）：専門員各1名

生活支援員 119名（令和5年3月末）

地域に偏りがあるため、調整も課題

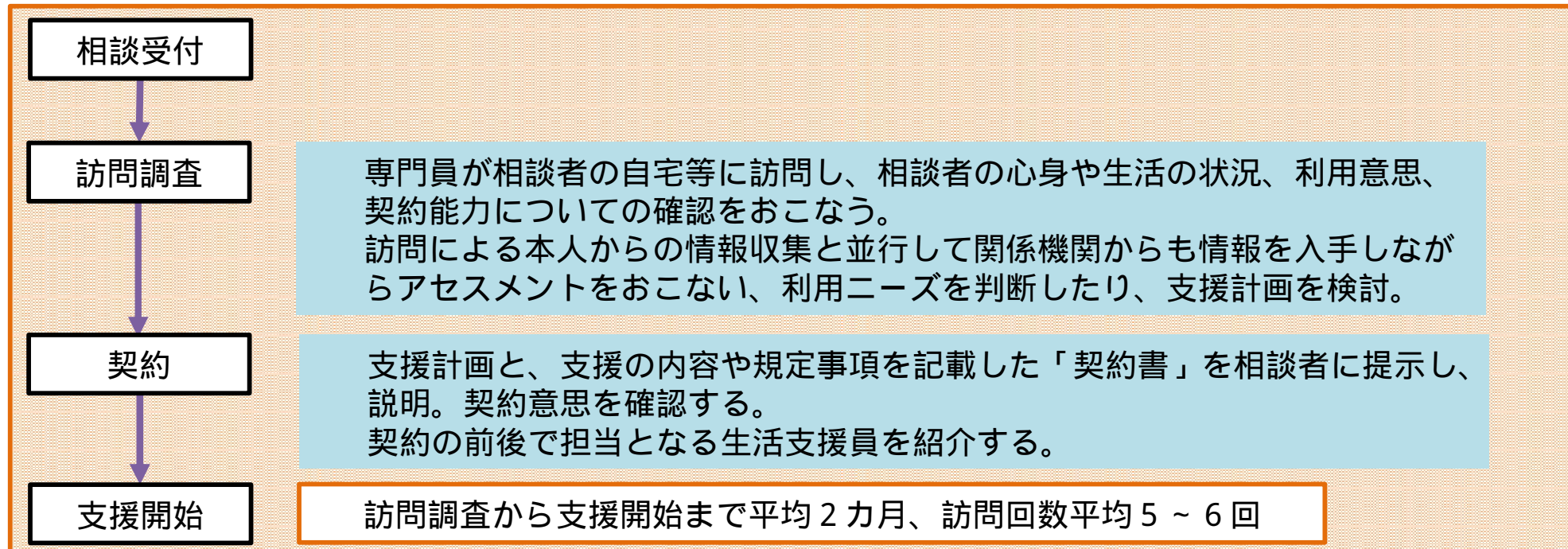
新規契約者数 69名

解約者数（うち、成年後見制度移行） 54名（18名）

現在の利用者数 173名 高齢者135名、精神20名・知的9名・身体4名、その他5名

【参考】日常生活自立支援事業（あんしん事業）

相談受付から利用開始までのプロセス



利用に至らない理由

周囲は利用の必要性を感じていても、本人が自身の状況を理解していなかったり、必要性を感じていないため、契約に至らない。そのようなケースでは日常生活自立支援事業につないだ関係機関が何らかの対応を図っているケースもあれば、事業担当者が再度相談対応を行うケースもある。

その他には、「判断能力や支援内容、財産の状況から成年後見制度の利用が必要」、「相談中の入院・入所」、「相談中に死亡」、「本人の能力が高く対象外」などの理由が挙げられている。

【参考】民間による金銭管理の支援

日常生活において必要な金銭の管理が困難な場合や、金銭管理に不安がある場合には、民間支援団体や弁護士等と、金銭管理の支援の契約を締結することも可能。

判断能力が不十分とはいえない場合でも利用でき、開始時期や内容を自由に決められる。公正証書が作成されるわけではなく、後見登記もされないため、社会的信用性が十分ではなく、公的監督者もいないため、委任された人を確認することが難しい。取消権もない。個人の身元保証人となる、葬儀を支援するといった行政や社会福祉協議会では実施が難しい支援についても実施している。

民法上の事務委任契約を締結する方法や預託金からの支払いを委任する方法などがある。価格は様々だが費用は高額な場合が多く、ホームページ等で価格が明瞭になっていない法人も少なくない。預託金や前払い金が流用されるリスクも生じる。

認定NPO法人（預託金から支払いを委任する方法）

	メニュー	内容	費用
必須	基本料金	入会金・初年度事務手数料など	51.6万円
	弁護士法人基本料金	契約手数料・推定相続人調査	12.6万円
		金銭預託契約 金銭管理契約	1,100円 / 月 13,200円 / 月
任意	身元保証支援	・治療方針や各種治療・手術の同意及び延命治療に関する諾否 ・緊急連絡先の引き受け など	身元保証生涯手数料 19.8万円
	生活支援	・緊急支援 ・入院・入居などの情報提供・申込み手続き など	生活支援基本金 11万円 預託金 22万円
	葬送支援	事務支援費用、葬儀代等	73万円

【参考】23区における金銭管理の支援の調査

23区における金銭管理の支援の導入状況

質問1 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用要件を満たさない方への「金銭管理」問題への支援策の導入状況について教えてください。（同一自治体による複数回答や、回答する区の社会福祉協議会による回答含む）

	新たな支援策・サービスを導入している	支援策・サービス導入に向けて検討中である	必要性を認識しているが、具体的な検討には至っていない	導入の予定はない	その他
回答	2	1	7	6	9

既に導入済みなのは、荒川区、品川区等の6区（「その他」の回答含む）。荒川区では「緊急事務管理事業」を社協が受託して、支払業務等を行っている。品川区では、精神又は知的障害者の金銭管理を含む日常生活支援業務等をNPO法人与有限会社に委託している。

支援の担い手として想定している機関

質問2 質問1で ~ 、 を選択された場合、どの機関が支援の担い手になりますか（担い手として想定していますか）。（複数回答可能）

	区	社会福祉協議会	地域包括支援センター	その他
回答	5	17	5	8

その他の回答としては、病院、NPO団体、施設（職員）、金融機関、弁護士が挙げられた。特にNPO団体と回答したのは8回答中5回答であった。

【参考】 23区における金銭管理の支援の調査

課題解決に向けた有効な手段

質問3 課題解決に向けてどのような手段が有効と考えられますか。（複数回答可能）

	専門職の配置等による窓口相談機能の拡充	アウトリーチ支援の強化	スマホや電子マネーなどのフィンテックの活用	金融機関との連携	事例やノウハウの共有による支援者のスキルアップ	その他
回答	18	20	4	17	18	4

その他の回答としては、「金銭管理における根拠法令の整備」、「関係機関が行う「事務管理」に対して、オーソライズされる仕組みや監督体制を構築」などの回答があった。

金融機関との協定や連携

質問4 課題解決に向けて金融機関との協定や連携はありますか。

	あり	なし	検討中
回答	4	18	3

【参考】23区における金銭管理の支援の調査

金融機関との協定や連携の内容

質問5 質問4で「あり」、または「検討中」の場合、金融機関にどのような協力を依頼していますか（依頼する予定ですか）。

金融機関からの認知症・介護保険等の講座要請を受け、理解促進の講義を実施している。

現在は推進機関で支援関係者向けの説明会を実施し、金融機関へ出席を依頼する等により、知識や情報の共有に努めている。利用者との対応の中で異変を感じた場合に区や関係機関に連絡をくれる金融機関と、そうでない機関があるため、更なる連携強化を検討中。

金融機関での手続きにおけるルールの策定

通常業務の範囲内で高齢者の異変に気付いた場合に、地域包括支援センター等へ速やかに連絡すること等にご協力いただく「高齢者見守り登録事業者」に登録いただき、詐欺被害の未然防止や認知症状の早期発見につながるよう連携している。

利用者との対応の中で異変を感じた場合における区及び関係機関への連絡体制の構築（6回答）

金銭の多額の出金や用途不明金などが確認された場合等、当該金融機関等と相互に情報提供や注意喚起等ができる連携体制をとっている。

虐待対応及び成年後見区長申立て対応に伴う口座照会依頼。

郵便局や金融機関と高齢者の見守り協定を結んでいる。